

奈良市公報

号外第11号 令和3年8月条例等

令和4年6月20日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月 日	番号	件 名	主 管
8 18	26	奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例	議事調査課
8 30	27	奈良市手数料条例等の一部を改正する条例	市民課、総務課、情報政策課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
8 19	465	奈良市不育症検査費用助成事業実施要綱	母子保健課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
8 31	12	奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程	給排水課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
8 19	11	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則	地域教育課

正 誤 表

正誤表

条

例

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年8月18日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第26号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例
奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「12人」を「10人」に改める。
附則
この条例は、公布の日から施行する。

(令和3年8月18日揭示済)

奈良市手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年8月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第27号

奈良市手数料条例等の一部を改正する条例
(奈良市手数料条例の一部改正)
第1条 奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表第14の4項を削る。
(奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)
第2条 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。
第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。
(奈良市特定個人情報保護条例の一部改正)
第3条 奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。
第34条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。
附則
この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(令和3年8月30日揭示済)

告

示

奈良市告示第465号

奈良市不育症検査費用助成事業実施要綱を次のように定める。
令和3年8月19日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市不育症検査費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、現在研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されているものに対し、奈良市不育症検査費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、不育症の方の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「不育症」とは、妊娠はするものの、流産又は死産を2回以上経験することをいう。

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 不育症と診断され、次条に規定する検査を受けていること。
 - (2) 申請に係る費用について、他の自治体を実施する助成を受けていないこと。
- (対象となる検査)

第4条 助成金の交付の対象となる検査は、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）により先進医療として告示されている不育症検査であって、その実施医療機関として承認されている保険医療機関（保険適用されている不育症に関する治療又は検査を、保険診療として実施している医療機関に限る。）において実施されるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に規定する検査に要した費用（保険外診療として行われた部分に限る。）の額とし、1回の検査につき5万円を限度とする。

(助成の申請及び決定)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良市不育症検査費用助成事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 奈良市不育症検査費用助成検査受検証明書（別記第2号様式）
 - (2) 不育症検査結果個票
 - (3) 不育症検査に係る医療機関の発行する領収書の写し
 - (4) 申請者の住所を確認できる書類（住民票の写し又は戸籍の附票）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第4号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。
- 3 第1項の申請は、検査が終了した日の属する年度内に行わなければならない。ただし、当該終了した日が年度末であることその他市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。
- 4 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、助成の可否及び金額を決定の上、申請者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行し、同年4月1日以後に終了した検査に対する助成金の交付について適用する。

別記
第1号様式(第6条関係)

奈良市不育症検査費用助成事業助成金交付申請書

(宛先) 奈良市長

奈良市不育症検査費用助成事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、本申請に当たり、奈良市が助成要件確認のため市が保有する住民基本台帳等の公簿により確認し、及び他自治体又は医療機関への照会すること並びに先進医療不育症検査費の保険適用に向けた検討等に活用するため不育症検査結果個票を国が収集することに同意します。

		申 請 日		年 月 日	
		ふ り が な		生 年 月 日	
		氏 名			
申請者 (受検者)				年 月 日 (歳)	
住所		〒		電話 ()	
申請額 (上限5万円)				円	
振 込 先	金融機関名	銀行 金庫 農協		本 店 支 店 出張所	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号		
	ふりがな				
	口座名義人			※申請者本人以外の口座に振り込むときは、下記の委任状にご記入ください。	
申請受理年月日	年 月 日		(承認・不承認) 決定年月日	年 月 日	
受給者番号					

(注) 太枠の中をご記入ください。

【委任状】 私は、次の者に不育症検査費用助成事業助成金の受領に関する一切の権限を委任します。

受任者 (口座名義人)	住所	
	氏名	
委任者 (申請者)	住所	
	氏名	

第2号様式(第6条関係)

受給者番号					
-------	--	--	--	--	--

奈良市不育症検査費用助成検査受検証明書

次の者については、先進医療として告示された不育症検査を実施し、これに係る医療費を次のとおり領収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

医療機関記入欄(主治医が記入すること。)

当医療機関は、保険適用となっている不育症に関する治療・検査について、保険診療で実施している。

受検者	ふりがな		生年 月日	年 月 日(歳)
	氏名			
実施した検査				
検査実施日	年 月 日			
領収金額	[今回の検査にかかった金額合計 ※先進医療部分に限る。]			
	検査費用	領収金額	円	

(令和3年8月19日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第12号

奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月31日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「必要」を「その必要」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条 削除

(分岐に使用する材料)

第7条 配水管から分岐するために用いる材料は、サドル付分水栓又はT字管等とする。

第8条第1項中「分岐の」を「分岐する」に改め、同条第2項中「分岐する」の次に「給水管の」を加え、「原則として25ミリメートル」を「50ミリメートル」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「サドル付分水栓間の取り付け」を「分水栓との」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特に認めたものについては、この限りでない。

第9条及び10条を次のように改める。

(T字管)

第9条 配水管から分岐するために用いるT字管は、口径75ミリメートル以上とし、T字管により分岐する給水管の口径は、40ミリメートル以上とする。ただし、管理者が特に認めたものについては、この限りでない。

第10条 削除

第13条第6項中「ポリエチレン粉体ライニング鋼管」を「内外面ライニング鋼管」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程第8条第2項の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置工事の申込みに係るものについて適用し、同日前に給水装置工事の申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(令和3年8月31日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月19日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

奈良市教育委員会規則第11号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成24年奈良市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表都跡バンビーホームの項中「77人」を「138人」に改め、同表辰市バンビーホームの項中「54人」を「64人」に改め、同表月ヶ瀬バンビーホームの項中「76人」を「45人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年8月19日揭示済)

正 誤 表

令和3年9月16日付け奈良市公報第56号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第22号に掲載	令和4年奈良市公報号外第11号に掲載